

○羽村・瑞穂地区学校給食組合長期継続契約に関する条例

平成 28 年 2 月 25 日条例第 1 号

(主旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 17 の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約について必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第 2 条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げる契約とする。

(1) 電子計算機、事務用機器、車両、ソフトウェアその他の商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるものを借り入れる契約

(2) 前号に掲げる契約に伴う保守、維持管理等に関する契約

(長期継続契約の契約期間)

第 3 条 前条に規定する契約の期間は、5 年以内とする。ただし、管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

付 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。